

特定公益増進法人に対する寄附金のうち、出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を寄附金控除等の税制上の措置の対象から除外することとなりましたので、寄附に関する取扱いについて留意事項をお示しするとともに、特定公益増進法人制度の活用を改めてお願いするものです。

事務連絡
令和3年3月31日

各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管部課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

特定公益増進法人に対する寄附に係る証明書類等について

公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの（以下「特定公益増進法人」という。）に対するその特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金については、寄附金控除等の税制上の措置の対象とされていますが、令和3年度税制改正において、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金（以下「出資目的寄附金」という。）を除外することとして法人税法第37条第4項及び所得税法第78条第2項が改正され、令和3年4月1日以後に支出する寄附金について適用されることとなりました。

これに伴い、財務省令に規定する寄附者が上記特例を適用する場合に保存することとされる書類（寄附金が特例対象の寄附金に該当することを証する書類）についても、法人税法施行規則第24条においては、『その寄附金が特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する法人税法第37条第4項に規定する寄附金である旨のその特定公益増進法人が証する書類』に改正されました。また、所得税法施行規則第47条の2及び租税特別措置法施行規則第19条の10の5における寄附金控除や所得税額控除の確定申告の際に添付等が必要となる書類においても同趣旨から、改正されました（別添1参照）。

同様の趣旨については、各文部科学大臣所轄法人向けには、「令和2年度学校法人の運営等に関する協議会」（2021年2月 オンデマンド形式での開催）において、事前の予告をしたところです。

つきましては、各文部科学大臣所轄学校法人のうち、特定公益増進法人であることの証明を受けている学校法人におかれましては、特定公益増進法人に対する寄附について、下記に留意の上、遺漏のないようよろしくお取りはからい願います。また、各文部科学大臣所轄学校法人のうち、特定公益増進法人であることの証明を受けていない学校法人におかれましては、特定公益増進法人に対する寄附は、別添2のとおり、寄附金控除等の税制上の措置の対象とされており、寄附者にも学校法人にも大きなメリットがあることから、特定公益増進法人制度の活用について積極的な御検討をお願いします。

各都道府県私立学校主管部課におかれましては、所轄する各学校法人において、特定公益増進法人に対する寄附について下記のことが遗漏なく取りはかられるよう、また、特定公益増進法人制度をさらに活用いただけるよう、本件について確実な周知をお願いします。

記

1 出資目的寄附金の具体的な例としては、以下が想定されること。

- ・寄附金の使途を出資業務に限定して募集された寄附金
- ・出資業務に使途を指定して行われた寄附金

2 令和3年4月1日以後は、各特定公益増進法人において、受け入れた寄附が主目的業務に関連する寄附であるかどうかの確認に加えて、その寄附が出資目的寄附金ではないかどうかを確認のうえ、証明書を寄附者に交付すること。

3 確認の具体的な実務としては、例えば、寄附を募集するチラシ、パンフレット、ホームページ等で出資業務に充てることを示していないことや、寄附者から寄附の使途を出資業務に充てることと指定されていないことを確認することが想定されること。

4 寄附者に対しては、その寄附が特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附であることに加えて、その寄附が出資目的寄附金でないことも併せて証明することが望ましいこと。 具体的な実務としては、例えば、交付する証明書に以下の旨を記載することや、その寄附が出資目的寄附金ではない旨を別途証明することなどが想定されること。

※証明書への記載例：

「特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第78条第2項第3号又は法人税法第37条第4項に規定する寄附金である」

別添1 関係法令

別添2 特定公益増進法人について

【本件担当】

(全体について)

文部科学省高等教育局私学部私学行政課 法規係

電話：03-5235-4111（内線2533） MAIL：sigakugy@mext.go.jp

(特定公益増進法人であることの証明に関する手続きについて)

※文部科学大臣所轄学校法人に限る

文部科学省高等教育局私学部参事官付 財務調査係

電話：03-5253-4111（内線2539） MAIL：sigsanji@mext.go.jp

○法人税法施行規則の一部を改正する省令（抜粋）

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「（指定寄附金等の適用要件）」を「（寄附金の損金不算入）」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「関連する」の下に「法第三十七条第四項に規定する」を加え、同条第四号中「（認定特定公益信託）」を「（特定公益信託の要件等）」に改め、「（特定公益信託）」を削る。

附 則

（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等に関する経過措置）

第三条 新規則第二十四条の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

○所得税法施行規則の一部を改正する省令（抜粋）

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第三項第一号イ中「関連する」の下に「法第七十八条第二項第三号に規定する」を加える。

附 則

（確定所得申告書に添付すべき書類等に関する経過措置）

第三条 新規則第四十七条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に支出する新法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した旧法第七十八条第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

第六条 所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年財務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第三項第一号イの改正規定のうち同号イ(1)中「関連する」の下に「法第七十八条第二項第三号に規定する」を加える。

○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（抜粋）

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十の五第二項中「（平成十五年法律第百十二号）」及び「（平成十五年法律第百十八号）」を削り、同条第十二項第一号イ(3)中「関連する」の下に「所得税法第七十八条第二項第三号に規定する」を加える。

附 則

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第九条 新規則第十九条の十の五第十二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行

日以後に支出する改正法第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（参考）

○改正 法人税法（抜粋）

（寄附金の損金不算入）

第三十七条 略

2・3 略

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5～8 略

9 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、第四項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項に規定する寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10～12 略

○改正 所得税法（抜粋）

（寄附金控除）

第七十八条 略

2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に關してするものを除く。）をいう。

一・二 略

三 別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）

3・4 略

特定公益増進法人制度について（概要）

- 個人が学校法人に対して寄附をした場合、その寄附が特定公益増進法人に対する寄附であれば、所得控除を受けることができます。

● 特定公益増進法人に対する個人寄附

「所得控除」

各寄附者の所得に応じた所得税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定

【控除額の計算式】 (寄附金 - 2,000円) × **所得税率** = 寄附金控除額

【控除限度額】 総所得金額等の40%に相当する金額

※寄附金額が総所得金額等の40%相当額を超える場合

例 1) 課税所得600万円の者が10万円を寄附した場合

$$(寄附額100,000円 - 2,000円) \times \text{控除率} 20\% = \text{控除額} 19,600円$$

例 2) 課税所得600万円の者が100万円を寄附した場合

$$(寄附額1,000,000円 - 2,000円) \times \text{控除率} 20\% = \text{控除額} 199,600円$$

※所得税額の計算式

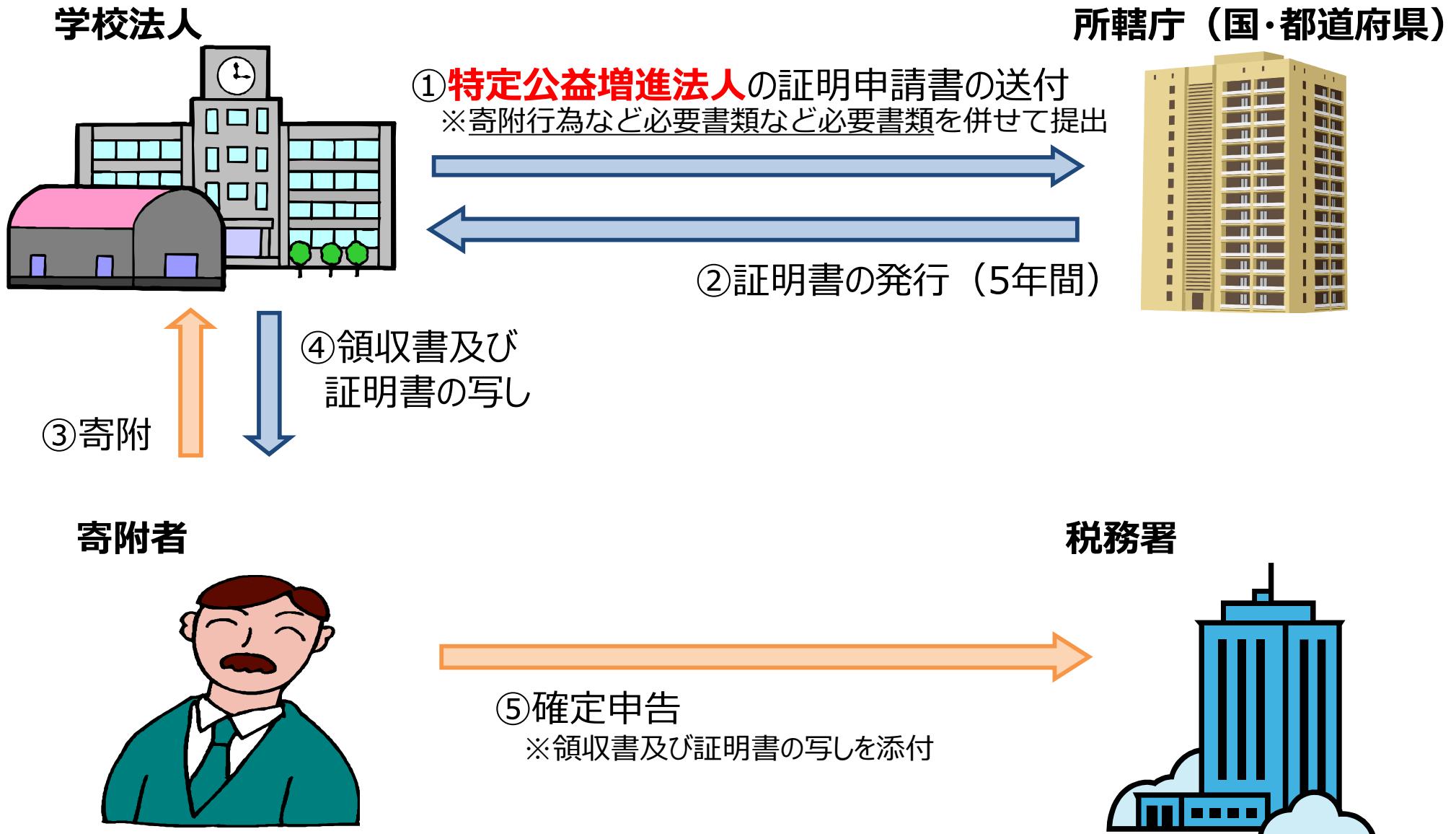
(年間の所得金額 - 各種控除額 (寄附金控除含む)) × 所得税率 = 所得税額

※所得税率

分離課税に対する者などを除くと、課税される所得金額に応じて、5%～45%の7段階に区分される。

特定公益増進法人制度について（手続のイメージ）

- 特定公益増進法人制度を活用するために必要な手続のイメージは以下のとおりです。



特定公益増進法人制度について（実際に証明を受けたい場合）

特定公益増進法人 になるために…

学校法人(※)であれば、**所轄庁に手続さえすれば証明を受けることができます！**

※専修学校または各種学校を設置する場合は、その学校の授業時間数等により認められない場合があります

(所得税法施行規則第40条の9)

手続きの際には、例えば、以下のような情報が求められます。

- ・ 寄附金の募集目的・使途 → 教育研究に直接関わる寄附であることが求められます。
- ・ 寄附金の募集開始日 → 証明書の発行日以降の寄附金が対象となります。
- ・ 寄附金の募集目標額・募集区域・対象

令和3年度税制改正により、対象となる寄附金から
「出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金」が除外されました。

＜具体例＞

寄附金の使途を出資義務に限定して募集された寄付金
出資義務に使途を指定して行われた寄附金

※ 特定公益増進法人に対する寄附に係る証明書類等について(令和3年3月31日付事務連絡)

[相談先はこちら] ※文部科学大臣所轄法人のみ。都道府県所轄法人は所轄の都道府県に御相談ください。

文部科学省高等教育部私学部参事官付 財務調査係

電話 03-5253-4111 (内線2539)

メール sigsanji@mext.go.jp

※申請の手引きなどについては、ホームページを御参照ください

